

消地協第172号
令和3年6月28日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和2年度第一次及び第二次及び第三次補正予算）の総額等の取扱いの変更について（通知）

令和3年3月26日付け消地協44号において通知した「地方消費者行政強化交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の取扱いについては、令和3年3月26日付け消地協第46号において通知したところですが、以下のとおり変更することとします。

交付要綱第5中の別に定める強化事業留保額は、410,000千円とする。